

税金・保険料の滞納を減らす取り組み!!

大山町では、納付本来の姿である自主納付の推進に努めています。多くの皆さんは期限内に自主納付を励行していただいているところですが、一部では自主納付をしていただけない方もおられます。自主納付を行われないと滞納処分（財産の差押）されることがあります。ここでは、滞納処分（財産の差押）までの流れをお知らせします。



賦課

各税金などには、法令で定められた基準日において税金などが賦課（税額などを決めること）されます。

自主納税

●自主納付とは？

納付される皆さんが定められた期限（納期限）までに自主的に納付していただくことを「自主納付」といいます。

町民の皆さんが自主納付を励行されることで、税金など負担の公平が確保されます。また、督促状の発送や滞納整理事務に要する経費の縮減につながりますので、納めていただいた大切な税金などを、町民の皆さんのためにより有効に活用することができます。

●もし自主納付を怠ると？

税金などを滞納すると、納期限までに納めていただいた方との公平性を保つため、本来の税金などのほかに延滞金も納めていただくこととなります。納期限を過ぎても長い間納付しない場合、思わぬ高額な延滞金になることもあります。

このほか、督促状などにより納付を促しても自主納付されない場合には、やむを得ず滞納処分（財産の差押）されることがあります。

●自主納付ができない事情があるときは？

自主納付ができない事情のある方は、絶対にそのまま放置しないで下さい。徴収の猶予、納期限の延長、税金などの減免などが認められる場合がありますので、早めに役場税務課にご相談ください。

滞納処分

納付期限からおおむね 20 日を過ぎると督促状が送付されますが、この督促状に定める納付期限を過ぎてもなお納付いただけない場合には、滞納処分（財産の差押）を受けることがあります。

●滞納処分（財産の差押）とは？

滞納処分（財産の差押）とは、滞納者の資産・財産などを差押し、公売などにより換金化して滞納のある税金・保険料に充てることをいいます。

このほか滞納処分とは別に、国民健康保険税・介護保険料を滞納されると、滞納期間に応じて国民健康保険税の場合は保険証の有効期間が短縮または資格者証（10割負担）に、介護保険料の場合はサービス利用時の負担割合が10割や3割に変更されることとなります。

滞納処分Q&A

Q：自己破産し、裁判所より債権の免責決定を受けているので、税金を払う必要はないはずだが？

A：税金は債権の免責対象になりません。

Q：親が滞納した税金は、親がなくなったら自分（子ども）には関係ないのでは？

A：税金の滞納は資産・財産同様に相続されます。

Q：差押られると仕事や生活が出来なくなってしまう！！

A：法律で生活に欠くことができないものは、差押ることが禁止されています。また、職業に応じた仕事に使う道具も差押が禁止されています。

Q：滞納処分に納得がいかない。

A：処分を受けた日から 60 日以内であれば、大山町長に異議を申し立てることができます。

滞納処分の取り組み実績

悪質な滞納を無くし納付の公平性を確保するため、滞納処分に取り組んでいます。

■平成 20 年度上半期実績

●差押件数	60 件（動産及び不動産）
うち動産	54 件
うち不動産	6 件
●換価金額	3,373,916 円
うちインターネット公売金額	177,260 円（税込 186,123 円）

本年度は、差押した動産（物品）をより高値で売却するため、インターネットを利用した公売を実施しました。

★インターネット公売（再掲）

実施回数	1 回
出品数	20 点
売却済数	20 点
公売見積額	28,100 円（消費税別）
売却（換価）額	177,260 円（税込 186,123 円）

滞納処分を行うための職員研修

大山町では、西部地区の自治体と連携し、模擬研修を通じ滞納処分を的確に執行するための職員研修を実施しています。



玄関先で滞納者に搜索開始の宣言

10月16日、大山町人権交流センターで西部地区の自治体職員や県の職員ら約40人が参加して、税金の滞納者に対する家宅搜索の模擬研修会が開かれました。これは3年前から年に1回行われているもので、滞納者との交渉、搜索、財産の発見を適正にすすめるために行われています。

今回は滞納事例別に3班に分かれ、徴税役の職員が滞納者宅に見たてた家の玄関先で滞納者役の職員に「国税徴収法第142条に基づき家宅搜索を開始します」と宣言して家に立ち入り差押執行の演習を行いました。演習では、家電製品などの動産を的確に見極め、封緘紙（差押物件であることを示す紙）を貼るなど本番さながらの研修となりました。



動産の差押



その場で差押調書を作成